

I はじめに

1 「健やか親子21」の策定について

- 我が国の母子保健は世界最高水準にあるが、一方で思春期における健康問題や親子の心の問題、小児救急医療の確保等の新たな課題も生じている。「健やか親子21」は、このような課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と指標や目標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年（平成13年）から10年計画で、その達成に取り組む国民運動計画である。
- 「健やか親子21」の推進の基本理念として、1986年（昭和61年）にオタワで開催されたWHO国際会議において提唱された公衆衛生戦略であるヘルスプロモーションを掲げ、それまでの母子保健事業の評価にQOL向上等の視点を取り入れた。
- 「健やか親子21」の課題達成に向けて、一人一人の国民はもとより保健・医療・福祉・教育・労働等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが不可欠であるとし、国民が主体となった取組を最優先し、国や地方公共団体は、地域において、国民がそれぞれの課題を地域や個々人の課題として取り組めるよう支援することとされた。
- 2000年（平成12年）の「健やか親子21」の策定時において、10年計画の中間年である2005年（平成17年）にはそれまでの実施状況等を評価し必要な見直しを行うこととされた。

2 健やか親子21の経過（平成17年以降）

- 2005年（平成17年）2月に、厚生労働省において、学識経験者・関係団体代表者からなる「健やか親子21」推進検討会（以下「推進検討会」という。）が設置され、実施状況の評価、指標のそのものの意義や妥当性、新たに追加すべき指標等について検討を行い、平成18年3月に「健やか親子21」中間評価報告書を取りまとめた。

<参考>「健やか親子21」中間評価報告書

- ・ 当初設定された61の指標の達成の状況は、直近値が出ていた58の指標を分析した結果、41（70.7%）の指標が目標に向けて良くなっていた。一方、目標に向けて悪くなっている指標が13（22.4%）、現状値が目標値からかけ離れている指標が4（6.9%）あり、それぞれ適切な対策や取組の推進、あるいは指標の見直

しの対象となった。

- ・ 施策の充実や新たな課題に対応するため、以下の指標を新たに追加した。(括弧内は目標値)
 - ① 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合 (100%)
 - ② 乳児健診未受診児等生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合 (100%)
 - ③ 児童・生徒における肥満児の割合 (減少傾向へ)
 - ④ 食育の取組を推進している地方公共団体の割合 (100%)
 - ⑤ むし歯のない3歳児の割合 (80%以上)

- ・ 中間評価の結果を受けて、以下の課題について、平成18年度以降、重点的に取り組んでいくこととし、取組の推進にあたっては、「関係者の連携の強化」と「母子保健情報の収集と利活用」に、特に配慮することが重要であるとした。
 - ① 思春期の自殺と性感染症罹患の防止
 - ② 産婦人科医師、助産師等の産科医療を担う人材の確保
 - ③ 小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保
 - ④ 子ども虐待防止対策の取組の強化
 - ⑤ 食育の推進

- 推進検討会の下に設置された「食を通じた妊産婦の健康支援方策検討会」において、妊産婦の適切な食生活と妊娠期における望ましい体重増加量(至適体重増加量)について検討を行い、2006年(平成18年)2月に妊産婦のための食生活指針をとりまとめた。また、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進するため、推進検討会において、マタニティマークのデザインを募集し、平成18年3月に発表した。

- 2009年(平成21年)3月に、新たに追加した指標の再評価等について検討を行うため、厚生労働省において「健やか親子21」の評価等に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催することとし、学識経験者・関係団体代表者に参集を要請した。

- 第1回検討会において、「健やか親子21」の計画期間について検討を行い、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画^{*1}(以下「行動計画」という。)は、母子保健分野の課題も含めて計画が策定される等「健やか親子21」との関連が深く、両者を一体的に推進することが目標の達成に効果的であると考えられることから、「健やか親子21」の計画

期間を2014年度（平成26年度）まで延長し、行動計画と計画期間を合わせる
こととした^{※2}。

※1：2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までが前期計画、2010年度（平
成22年度）から2014年度（平成26年度）までが後期計画

※2：雇児母発第0331001号「健やか親子21の計画期間について」母子保健課長通知平成21年3
月31日）

- 検討会において、平成21年度内に、これまでの実施状況の評価、新たに追加す
べき指標等について検討を行い、「健やか親子21」の計画終了までの今後5年間の
取組のあり方について報告書を取りまとめることとした。

3 最近の少子化対策・健康増進対策の動向（平成17年以降）

- 「健やか親子21」について、2005年（平成17年）の評価（以下「第1回
中間評価」という。）以降、今回の評価（以下「第2回中間評価」という。）までの、
主な少子化対策の動向は以下のとおり。
 - ・次世代育成支援対策推進法による都道府県・市町村行動計画の実施（平成17年
4月）
 - ・「新しい少子化対策について」（少子化対策に関する政府・与党協議会とりまとめ、
少子化社会対策会議決定）（平成18年6月）
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和
推進のための行動指針」（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）（平
成19年12月）
 - ・『子どもと家庭を応援する日本』重点戦略」（少子化社会対策会議決定）（平成1
9年12月）
 - ・社会保障国民会議 最終報告とりまとめ（平成20年11月）
 - ・児童福祉法等の一部を改正する法律成立（平成20年11月）
 - ・持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」（閣議決
定）（平成20年12月）
 - ・社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告一次世代育成のための新たな制度
体系の設計に向けて一（平成21年2月）
 - ・子ども・子育てビジョンの策定（平成22年1月）
- 「健やか親子21」の第1回中間評価以降、今回の「健やか親子21」の評価第
2回中間評価までの、主な健康増進対策の動向は以下のとおり。
 - ・食育基本法成立（平成17年法律第63号）

- ・食育基本法に基づく食育推進基本計画の策定（平成18年3月）
- ・『健康日本21』中間評価報告書』とりまとめ（平成19年4月）
- ・「新健康フロンティア戦略」策定（平成19年4月）
- ・「新健康フロンティア戦略アクションプラン」（平成19年12月）